

顧問の推薦に関する細則

五香南町会

役員会は、五香南町会規約第 38 条の規定に基づき、顧問の推薦に関する細則を次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 この細則は、五香南町会規約第 12 条の規定による顧問の推薦基準及び任期等に関する事項について定めることを目的とする。

(顧問の推薦基準)

第 2 条 会長は、役員会の議を経て、町会の発展あるいは自治のため尽力された会員を顧問に推薦することができる。

2 この細則を適用するときにおいて、本会の本部役員の職務にある者を顧問に推薦することができない。

(顧問の就任数)

第 3 条 若干名とする。

(任期)

第 4 条 顧問の任期は、3 期 6 年までとする。

(顧問の職務)

第 5 条 顧問は、本会の事業に関する事項について、会長の諮問に応じ助言する。

(議事参加)

第 6 条 顧問は、会長の承認を得て、本会が開催する役員会等に参加し、意見を述べることができる。

(辞職)

第 7 条 顧問が第 2 条第 2 項の職務に就任したときはその職を辞さなければならない。

附 則 本細則は平成 19 年 4 月 15 日制定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。